

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則	1
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	15
◎高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則	15
◎高知県旅館業法施行細則の一部を改正する規則	15
◎土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	19
◎高知県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則を廃止する規則	19
◎高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則を廃止する規則	20
◎高知県土地開発基金管理規則を廃止する規則	20

規 則

高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第18号

高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例(平成30年高知県条例第2号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。(県内指定医療機関)

第2条 条例第2条第1項第1号に規定する県内指定医療機関(以下「県内指定医療機関」という。)は、別表に定める区域にある医療機関(同号に規定する医療機関をいう。以下同じ。)とする。(奨学金の貸付けの申請)

第3条 条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記第1号様式による歯科衛生士養成奨学金貸付け申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、

奨学金に係る申請者が未成年であるときは、当該歯科衛生士養成奨学金貸付け申請書に親権者又は未成年後見人が連署しなければならない。

- (1) 身上調書(別記第2号様式)
 - (2) 戸籍抄本
 - (3) 誓約書(別記第3号様式)
 - (4) 条例第2条第1項第1号に規定する養成施設(以下「養成施設」という。)の在学証明書
 - (5) 養成施設の長(養成施設が大学であるときにあっては、大学又は学部若しくは学科の長。次条において同じ。)の推薦書
 - (6) 申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書
 - (7) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類
- 2 申請者は、2人の連帯保証人を定め、前項の歯科衛生士養成奨学金貸付け申請書に署名させなければならない。
- 3 前項の連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)は、独立の生計を営む成年人でなければならない。(奨学金の貸付けの決定等の通知)

第4条 知事は、前条第1項の規定による歯科衛生士養成奨学金貸付け申請書を受領したときは、奨学金を貸し付けるかどうかを決定し、奨学金を貸し付ける者(以下「貸し付け者」という。)は、別記第4号様式による歯科衛生士養成奨学金貸付け決定通知書により、奨学金を貸し付けない者(以下「貸し付けない者」という。)は、別記第5号様式による歯科衛生士養成奨学金貸付け不承認決定通知書により、同項第5号に掲げる推薦書を提出した養成施設の長を経由して、当該申請者に通知するものとする。(奨学金の貸付けの時期)

第5条 奨学金の貸付けは、年2回とし、7月及び12月に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第7条第1項に規定する借受者(以下「借受者」という。)は、6月30日(新たに奨学金の貸付けを受ける年(以下「貸付け年」という。))及び11月30日までに別記第6号様式による請求書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。(成績証明書等の提出)

第6条 借受者は、奨学金の貸付けを受けている間、前学年度の学業成績を証明する書類並びに第3条第1項第3号から第5号まで及び第7号に掲げる書類を毎年4月30日までに知事に提出しなければならない。(連帯保証人の変更)

第7条 借受者は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人を変更したとき若しくは知事が連帯保証人を不適当であると認め

て変更を命じたときは、直ちに別記第7号様式による連帯保証人異動報告書に別記第8号様式による保証書及び新たな連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、借受者が未成年であるときは、当該連帯保証人異動報告書に親権者又は未成年後見人が連署しなければならない。

(借受者の届出義務)

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 借受者又は連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 在学する養成施設を他に転じたとき。
- (3) 養成施設を休学し、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、借受者の身上に異動を生じたとき。(奨学金の貸付けの一時停止の通知)

第9条 知事は、条例第4条の規定に基づき奨学金の貸付けを一時停止するときは、別記第9号様式による歯科衛生士養成奨学金一時停止通知書により、当該借受者に通知するものとする。(奨学金の貸付けの再開の手続)

第10条 条例第5条の規定に基づく奨学金の貸付けの再開を申請しようとする借受者は、別記第10号様式による歯科衛生士養成奨学金再開申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による歯科衛生士養成奨学金再開申請書を受領した場合において、奨学金の貸付けを再開することを決定したときは、別記第11号様式による歯科衛生士養成奨学金再開決定通知書により、当該借受者に通知するものとする。(奨学金の貸付けの辞退)

第11条 借受者は、奨学金の貸付けを受けることを辞退しようとするときは、別記第12号様式による歯科衛生士養成奨学金辞退届を知事に提出しなければならない。(奨学金の貸付けの取消しの通知)

第12条 知事は、条例第6条の規定に基づき奨学金の貸付けを取り消すときは、別記第13号様式による歯科衛生士養成奨学金取消し通知書により、当該借受者に通知するものとする。(奨学金の分割償還の承認手続)

第13条 条例第7条第2項の規定に基づき奨学金を分割して償還させる必要があると認めるときは、経済的な理由により貸付けを受けた奨学金を直ちに償還することが困難なときその他奨学金を分割して償還させることが適当であると知事が認めるときとする。

2 条例第7条第2項の規定に基づく奨学金の分割による償還を申請しようとする借受者は、別記第14号様式による歯科衛生士養成奨学金分割償還承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による歯科衛生士養成奨学金分割償還承認申請書を受理した場合において、奨学金を分割して償還させることを承認したときは、別記第15号様式による歯科衛生士養成奨学金分割償還承認通知書により、当該借受者に通知するものとする。

4 奨学金の分割償還は、奨学金を分割して償還することを承認された期間内において、月賦の均等払によりしなければならない。ただし、繰上償還をすることを妨げない。

5 知事は、条例第7条第2項の規定に基づき奨学金を分割して償還させることを承認した場合において、その償還をしている期間中に同条第3項の規定により利息を付し、又は利息を付さないこととなったときは、その都度、前項の規定による毎月の償還額を算定し、当該借受者に通知するものとする。

（利息の利率）

第14条 条例第7条第3項の知事が定める割合は、年3.0パーセントとする。ただし、知事が特にやむを得ないと認めるときは、利息を付さないことができる。

（奨学金の償還の猶予の承認手続）

第15条 条例第8条の規定による奨学金の償還の猶予を申請しようとする借受者は、別記第16号様式による歯科衛生士養成奨学金償還猶予承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による歯科衛生士養成奨学金償還猶予承認申請書を受理した場合において、奨学金の償還の猶予を承認したときは、別記第17号様式による歯科衛生士養成奨学金償還猶予承認通知書により、当該借受者に通知するものとする。

（償還の猶予に係る医療機関）

第16条 条例第8条第2号及び第3号の知事が別に定める医療機関は、次に掲げる医療機関とする。

（1） 国立又は公立（公立に準ずると認められる場合を含む。）の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下この条において同じ。）

（2） 医療法第7条第1項又は第2項の規定による知事の許可を受けた病床数（以下この号において「許可病床数」という。）が100床以上であって、かつ、同項第4号に規定する療養病床の病床数が当該許可病床数の50パーセント未満である病院

（3） 医療法第42条の2第1項の規定に基づき社会医療法人が開設する病院

（4） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設のうち同法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設である病院

（5） 前各号に掲げる医療機関のほか、知事が指定する医療機関

（奨学金の償還の免除の承認手続）

第17条 条例第9条第1項第1号から第3号までの規定による期

間の算定に当たっては、県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に継続して従事した期間は、月数によるものとし、月の途中に当該期間が開始し、又は終了した場合は、当該月における日数が15日を超えるときにあつてはこれを1月とし、15日以下のときにあつてはこれを切り捨てるものとする。

2 条例第9条第1項の規定による奨学金の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第18号様式による歯科衛生士養成奨学金償還免除承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 条例第9条第2項の規定に基づく奨学金の一部の償還の免除は、県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に継続して従事した期間が当該借受者に奨学金を貸し付けた期間（奨学金の貸付けを一時停止した期間を除く。次項において同じ。）に達していたときに行うものとする。この場合における期間の算定に当たっては、第1項の規定を準用する。

4 前項の場合において、奨学金の一部の償還を免除する額は、同項の奨学金の一部の償還の免除の要件となった県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に継続して従事した期間を当該借受者に奨学金を貸し付けた期間の1.5倍に相当する期間で除したものに当該借受者に貸し付けた奨学金の額を乗じて得た額とする。

5 第3項に規定する場合のほか、知事が奨学金の一部の償還を免除することが適当であると認めるときは、奨学金の一部の償還を免除することができる。

6 条例第9条第2項の規定に基づく奨学金の一部の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第19号様式による歯科衛生士養成奨学金償還一部免除承認申請書を知事に提出しなければならない。

7 条例第9条第3項の規定に基づく奨学金の全部又は一部の償還の免除を申請しようとする者は、別記第20号様式による歯科衛生士養成奨学金償還（一部）免除承認申請書を知事に提出しなければならない。

8 知事は、第2項の規定による歯科衛生士養成奨学金償還免除承認申請書、第6項の規定による歯科衛生士養成奨学金償還一部免除承認申請書又は前項の規定による歯科衛生士養成奨学金償還（一部）免除承認申請書を受理した場合において、奨学金の償還の免除を承認したときは、別記第21号様式による歯科衛生士養成奨学金償還免除承認通知書により、当該借受者等に通知するものとする。

（就業状況等の届出）

第18条 借受者は、県内指定医療機関又は第16条に規定する医療機関において歯科衛生士の業務に従事するときは、別記第22号様式による歯科衛生士業務従事届に当該県内指定医療機関又は医療機関の長の証明を添えて、知事に提出しなければならない。歯科衛生士の業務に従事する県内指定医療機関又は同条に規定する医療機関を変更したときも、同様とする。

2 借受者は、奨学金（条例第7条第3項の規定により付される利息を含む。）の償還が完了するまでの間、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに別記第23号様式による歯科衛生士業務退職等届を知事に提出しなければならない。

（1） 奨学金の償還の猶予を受けている期間中に県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に従事しなくなったとき。

（2） 奨学金の償還の猶予を受けている期間中に第16条に規定する医療機関において歯科衛生士の業務に従事しなくなったとき又は当該医療機関に就業した後2年間を経過したとき。

（3） 奨学金の償還をしている期間中に歯科衛生士の業務に従事している医療機関を変更したとき。

（4） 奨学金の償還をしている期間中に医療機関において歯科衛生士の業務に従事しなくなったとき又は歯科衛生士の業務に従事することを再開したとき。

（5） 退職その他の理由により県内指定医療機関又は第16条に規定する医療機関において歯科衛生士の業務に従事しなくなったとき。

（延滞利子）

第19条 条例第10条第1項の規定により延滞利子を徴収する場合において、同項の規定により計算した延滞利子の額に100円未満の端数があるとき又は延滞利子の額が500円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てるものとする。

2 条例第10条第3項の規定に基づき延滞利子を減額し、又は免除するときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1） 災害等の理由により償還すべき日までに奨学金を償還することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、償還すべき日までに奨学金を償還することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（3） 条例第9条の規定に基づき奨学金の全部又は一部の償還を免除するとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。

3 条例第10条第3項の規定に基づく延滞利子の減額又は免除は、知事が特に認めるときを除き、延滞利子の減額又は免除を受けようとする者からの申請により行うものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏以外の区域にある医療機関
- 2 高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏のうち次に掲げる区域にある医療機関
 - (1) 香美市
 - (2) 香南市
 - (3) 長岡郡
 - (4) 土佐郡
 - (5) 吾川郡いの町（上八川甲、上八川乙、上八川丙、上八川丁、清水上分、清水下分、小川新別、小川西津賀才、小川東津賀才、小川縦ノ木山、小川柳野、下八川甲、下八川乙、下八川丙、下八川丁、下八川十田、足谷、越裏門、大森、葛原、桑瀬、高藪、寺川、戸中、長沢、中野川及び脇ノ山に限る。）及び仁淀川町
 - (6) 高岡郡佐川町、越知町及び日高村

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
 氏名 ㊟
 電話番号
 親権者又は未成年後見人
 住所
 氏名 ㊟
 電話番号

歯科衛生士養成奨学金貸付け申請書

高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けたので、次のとおり高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

貸付け申請額	月額 円		
貸付け申請期間	年 月 ～ 年 月		
ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
本籍			
現住所			
在学する養成施設	名称	所在地	
入学年月日	年	月	日
卒業予定年月	年	月	

貸付けを受ける奨学金の返還の債務については、申請者と連帯して、その責任を負います。
 年 月 日

連帯保証人 本籍
 住所
 氏名 ㊟
 電話番号
 連帯保証人 本籍
 住所
 氏名 ㊟
 電話番号

- 注 1 申請者が未成年である場合は、親権者又は未成年後見人が連署してください。
 2 この申請書に押印した申請者、親権者又は未成年後見人及び連帯保証人の印鑑について、市町村長の証明書を添えてください。
 3 この申請書には、身上調書（別記第2号様式）、戸籍抄本、誓約書（別記第3号様式）、在学する養成施設の在学証明書、在学する養成施設の長（大学のときは、大学又は学部若しくは学科の長）の推薦書並びに申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添えてください。

第2号様式（第3条関係）

身上調書

申請者氏名		Ⓜ	電話番号		
申請者住所					
家 族	続柄	氏名	年齢	職業	摘要
親権者又は未成年後見人					
ふりがな			続柄	生年月日	
氏名		Ⓜ			
本籍					
現住所					
職業				年収	
資産		田畑	山林	その他	貯蓄 負債 円 円
連帯保証人					
申請者との関係	ふりがな 氏名	生年月日	職業	年収	資産

- 注 1 「家族」欄は、申請者と生計を一にする家族について記入してください。
 2 「親権者又は未成年後見人」欄は、申請者が未成年である場合に記入してください。

第3号様式（第3条関係）

年 月 日
高知県知事 様
住所 氏名 Ⓜ
誓約書
私は、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例の規定に基づき奨学金の貸付けを受けることになったときは（受けていますが）、同条例及び高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則の規定を遵守し、将来、同条例第2条第1項第1号に規定する県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に従事することを誓約します。

第4号様式 (第4条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県知事 印

歯科衛生士養成奨学金貸付け決定通知書

年 月 日付で申請のありました奨学金の貸付けについては、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例第2条第2項の規定により下記のとおり決定しましたので、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 奨学金の貸付けを受ける者の氏名
- 2 奨学金を貸し付ける金額 月額 円
- 3 奨学金を貸し付ける期間 年 月から 年 月まで

第5号様式 (第4条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県知事 印

歯科衛生士養成奨学金貸付け不承認決定通知書

年 月 日付で申請のありました奨学金の貸付けについては、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例第2条第2項の規定による選考の結果、貸し付けないことに決定しましたので、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定により通知します。

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ㊟
電話番号

請求書

高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第5条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金額 円
ただし、年 月から 年 月までの奨学金として

振込先	
金融機関名	
支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ㊟
電話番号
親権者又は未成年後見人
住所
氏名 ㊟
電話番号

連帯保証人異動報告書

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第7条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 変更した連帯保証人
住所
氏名

2 連帯保証人を変更した理由

3 新たな連帯保証人

借受者との関係	フリガナ	生年月日	職業	年収	資産
	氏名				

注 1 借受者が未成年である場合は、親権者又は未成年後見人が連署してください。
2 この報告書には、保証書（別記第8号様式）及び新たな連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添えてください。

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

新たに連帯保証人となる者

本籍

住所

氏名

電話番号

㊟

保証書

借受者住所 氏名 は、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けていますが、今回旧連帯保証人住所 氏名 に替わり私が新連帯保証人となり、貸付けを受けている奨学金の返還の債務については、借受者と連帯して、その責任を負います。

注 この保証書に押印した新たに連帯保証人となる者の印鑑について、市町村長の証明書を添えてください。

第9号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名

様

高知県知事

㊟

歯科衛生士養成奨学金一時停止通知書

下記の理由により、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付条例第4条の規定に基づき、年 月 日から奨学金の貸付けを一時停止します（一時停止しました）ので、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付条例施行規則第9条の規定により通知します。

記

一時停止の理由

第10号様式 (第10条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名
電話番号

印

歯科衛生士養成奨学金再開申請書

下記のとおり復学し(長期にわたる欠席をやめ)、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例第5条の規定に基づく奨学金の貸付けの再開を希望するので、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第10条第1項の規定により申請します。

記

- 1 養成施設名
- 2 奨学金の一時停止年月日 年 月 日
- 3 復学し、又は長期にわたる欠席をやめた年月日 年 月 日
- 4 養成施設の卒業予定年月日 年 月 日
- 5 復学し、又は長期にわたる欠席をやめた理由

注 負傷又は疾病のため養成施設を休学し、又は長期にわたって欠席していた場合は、病院又は診療所の作成した診断書を添えてください。

第11号様式 (第10条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県知事 印

歯科衛生士養成奨学金再開決定通知書

高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例第5条の規定に基づき、年 月 日から奨学金の貸付けを再開することを決定しましたので、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

第12号様式 (第11条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名
電話番号

印

歯科衛生士養成奨学金辞退届

下記のとおり奨学金の貸付けを受けることを辞退しますので、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第11条の規定により届け出ます。

記

- 1 辞退年月日 年 月 日 (年 月分から)
- 2 辞退する理由

第13号様式 (第12条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県知事 印

歯科衛生士養成奨学金取消し通知書

下記の理由により、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例第6条の規定に基づき、
年 月分からの奨学金の貸付けを取り消します(取り消しました)ので、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第12条の規定により通知します。

記

取消しの理由

第14号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ㊟
電話番号

歯科衛生士養成奨学金分割償還承認申請書

下記のとおり高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例第7条第2項の規定に基づく奨学金の分割償還を希望するので、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第13条第2項の規定により申請します。

記

- 1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸付けを受けた奨学金の額 円
- 3 奨学金を償還すべき年月日 年 月 日
- 4 奨学金の分割償還をする予定期間 年 月から 年 月まで
- 5 奨学金の分割償還を申請する理由

第15号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県知事 ㊟

歯科衛生士養成奨学金分割償還承認通知書

高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり奨学金の分割償還を承認しましたので、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第13条第3項の規定により通知します。

記

- 1 貸し付けた奨学金の額 円
- 2 償還させる奨学金の額 円
- 3 奨学金の分割償還をする期間 年 月から 年 月まで

第16号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ㊟
電話番号

歯科衛生士養成奨学金償還猶予承認申請書

下記のとおり高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例第8条の規定による奨学金の償還の猶予を希望するので、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第15条第1項の規定により申請します。

記

- 1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸付けを受けた奨学金の額 円
- 3 奨学金の償還の猶予をする予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 奨学金の償還の猶予を申請する理由

第17号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県知事 ㊟

歯科衛生士養成奨学金償還猶予承認通知書

高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例第8条の規定により、 年 月 日まで奨学金の償還を猶予しますので、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第15条第2項の規定により通知します。

第18号様式（第17条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ㊟
電話番号

歯科衛生士養成奨学金償還免除承認申請書

下記のとおり高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例第9条第1項の規定による奨学金の償還の免除を希望するので、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第17条第2項の規定により申請します。

記

- 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで
- 貸付けを受けた奨学金の額 円
- 奨学金の償還の免除の要件となる県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に従事した期間等
(1) 年 月 日から 年 月 日まで ()
(2) 年 月 日から 年 月 日まで ()
- 奨学金の償還の免除を申請する理由

第19号様式（第17条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ㊟
電話番号

歯科衛生士養成奨学金償還一部免除承認申請書

下記のとおり高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例第9条第2項の規定に基づく奨学金の一部の償還の免除を希望するので、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第17条第6項の規定により申請します。

記

- 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで
- 貸付けを受けた奨学金の額 円
- 奨学金の一部の償還の免除の要件となる県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に従事した期間等
(1) 年 月 日から 年 月 日まで ()
(2) 年 月 日から 年 月 日まで ()
- 奨学金の一部の償還の免除を申請する理由

第20号様式（第17条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者その他の者
住所
氏名 ㊟
電話番号

歯科衛生士養成奨学金償還（一部）免除承認申請書

下記のとおり高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例第9条第3項の規定に基づく奨学金の（一部）償還の免除を希望するので、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第17条第7項の規定により申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------------------|-------|-------|
| 1 | 奨学金の貸付けを受けた期間 | 年 月から | 年 月まで |
| 2 | 貸付けを受けた奨学金の額 | | 円 |
| 3 | 償還済みの奨学金の額 | | 円 |
| 4 | 未償還の奨学金の額 | | 円 |
| 5 | 奨学金の全部又は一部の償還の免除を申請する理由 | | |

注 1 心身障害の場合は、病院又は診療所の作成した診断書を添えてください。
2 借受者が死亡した場合は、死亡したことを証明する書類を添えて、遺族の方が申請してください。

第21号様式（第17条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県知事 ㊟

歯科衛生士養成奨学金償還免除承認通知書

高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例第9条の規定により、下記のとおり奨学金の償還を免除しますので、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第17条第8項の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 貸し付けた奨学金の額 | 円 |
| 2 | 償還済みの奨学金の額 | 円 |
| 3 | 未償還の奨学金の額 | 円 |
| 4 | 償還を免除する奨学金の額 | 円 |

第22号様式（第18条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ④
電話番号

歯科衛生士業務従事届

下記のとおり歯科衛生士の業務に従事することになりましたので、高知県看歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第18条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 歯科衛生士の業務に従事する県内指定医療機関又は高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第16条に規定する医療機関（以下「県内指定医療機関等」といいます。）の名称及び所在地
- 2 従事する県内指定医療機関等内の部署
- 3 歯科衛生士の業務に従事する期間
年 月 日から 年 月 日まで

注 この届けには、歯科衛生士の業務に従事する県内指定医療機関等の長の証明書を添えてください。

第23号様式（第18条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ④
電話番号

歯科衛生士業務退職等届

高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第18条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出の事実	<ol style="list-style-type: none"> 1 奨学金の償還の猶予を受けている期間中に県内指定医療機関又は高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第16条に規定する医療機関において歯科衛生士の業務に従事しなくなった。 2 奨学金の償還の猶予を受けている期間中に高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第16条に規定する医療機関に就業した後2年間を経過した。 3 奨学金の償還をしている期間中に歯科衛生士の業務に従事している医療機関を変更した。 4 奨学金の償還をしている期間中に医療機関において歯科衛生士の業務に従事しなくなった。 5 奨学金の償還をしている期間中に医療機関において歯科衛生士の業務に従事することを再開した。 6 退職その他の理由により県内指定医療機関又は高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第16条に規定する医療機関において歯科衛生士の業務に従事しなくなった。
医療機関等の名称及び所在地	
事実発生年月日	年 月 日
届出の理由	

- 注
- 1 「届出の事実」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
 - 2 「医療機関等の名称及び所在地」欄は、歯科衛生士の業務に従事していた県内指定医療機関、高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例施行規則第16条に規定する医療機関若しくはこれら以外の医療機関又は歯科衛生士の業務に従事することを再開した医療機関の名称及び所在地を記入してください。また、「届出の事実」欄の3に該当する場合は、歯科衛生士の業務に従事する医療機関の名称及び所在地も併せて記入してください。
 - 3 「事実発生年月日」欄は、歯科衛生士の業務に従事しなくなった年月日、歯科衛生士の業務に従事している医療機関を変更した年月日又は歯科衛生士の業務に従事することを再開した年月日を記入してください。
 - 4 「届出の理由」欄は、歯科衛生士の業務に従事しなくなった理由（退職、県外への転出等の事実）、歯科衛生士の業務に従事している医療機関を変更した理由又は歯科衛生士の業務に従事することを再開した理由を記入してください。

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第19号

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和45年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「同意集積区域」を「同意促進区域」に、「企業立地計画の」を「地域経済牽引事業計画の」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第15条第2項に規定する承認企業立地計画」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画」に、

「(2) 土地の売買契約書及びその領収書の写し」を

「(2) 地域未来投資促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業に係る確認申請書類及び主務大臣の確認書の写し

(3) 土地の売買契約書及びその領収書の写し」に改める。

別記第4号様式中「特定事業施設」を「地域経済牽引事業施設」に改める。

別記第9号様式中「同意集積区域」を「同意促進区域」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定は、平成29年12月22日から適用する。

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第20号

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則（昭和37年高知県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（県内指定医療機関等）」に改め、同条中

「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関等」に、「医療機関（）」を「医療機関等（）」に、「医療機関を」を「医療機関等を」に改める。

第16条の見出し中「医療機関」を「医療機関等」に改め、同条中「第8条第1項第2号」を「第8条第2号」に、「医療機関は」を「医療機関等は」に、「医療機関と」を「医療機関等と」に改め、同条第5号中「医療機関」を「医療機関等」に改める。

第17条第1項、第3項及び第4項中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関等」に改める。

第18条第1項中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関等」に、「医療機関に」を「医療機関等に」に、「医療機関の」を「医療機関等の」に、「医療機関を」を「医療機関等を」に改め、同条第2項第1号中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関等」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「医療機関」を「医療機関等」に改め、同項第5号中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関等」に、「医療機関に」を「医療機関等に」に改める。

別表中「医療機関」を「医療機関等」に改める。

別記第3号様式、別記第18号様式及び別記第19号様式中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関等」に改める。

別記第22号様式中「県内指定医療機関若しくは」を「県内指定医療機関等若しくは」に、「医療機関（）」を「医療機関等（）」に、「「県内指定医療機関等」を」「看護師等業務従事県内指定医療機関等」に、「従事する県内指定医療機関等内」を「看護師等業務従事県内指定医療機関等内」に、「看護師等の業務に従事する県内指定医療機関等」を「看護師等業務従事県内指定医療機関等」に改める。

別記第23号様式中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関等」に、「医療機関に」を「医療機関等に」に、「医療機関又は」を「医療機関等又は」に、「医療機関若しくは」を「医療機関等若しくは」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

高知県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第21号

高知県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

高知県旅館業法施行細則（平成5年高知県規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

住所

氏名 ㊟

生年月日

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名〕

旅館業営業許可申請書

旅館業営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により次のとおり申請します。

営業施設の名称			
営業施設の所在地			
営業の種別	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
旅行業法施行令（昭和32年政令第152号）第2条に規定する施設であるときは、その旨、営業期間等			
営業施設の構造設備の概要	敷地面積	平方メートル	
	建築面積	平方メートル	
	建築延べ面積	平方メートル	
	客室数	室	
	宿泊定員	人	
営業施設の着工及び完成年月日並びに営業開始の予定年月日	着工日	年 月 日	
	完成日	年 月 日	
	営業開始予定日	年 月 日	
申請者が旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容			

添付書類

- 1 位置図（営業施設の周囲おおむね200メートル以内の地域の状況を明らかにした図面で、営業施設の周囲おおむね100メートル以内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設があるときは、その施設からの距離を詳細に記入してください。）
- 2 敷地内の建物の配置図
- 3 営業施設の平面図
- 4 構造設備の仕様書（別紙1及び別紙2）
- 5 土地又は建物が申請者の所有でないときは、その所有者の使用承諾書
- 6 消防法令適合通知書
- 7 建築確認が必要な建築物については、建築確認検査済証の写し
- 8 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

別紙1

構造設備の仕様書

建築物は、造 階建てであり、その構造設備は、次のとおりです。							
共用設備	区分	浴室		洗面設備	便器数		摘要
	階別	男	女		大	小	
		m ²	m ²	個	個	個	
	寝具	人分					
	空調設備等						
備考							

別紙2

構造設備の仕様書（客室）

階別	部屋番号	寝台	床面積	定員	浴室	洗面所	便所	摘要
		有・無	m ²	人	有・無	有・無	有・無	
備考								

注 床面積は、睡眠、休憩等の用に宿泊者が利用することができる部分（客室に附属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込み等を含み、床の間、押入れ、共通の廊下その他これらに類する部分を除きます。）について、壁、柱等の内側の距離（いわゆる内法）を測定し、計算してください。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「第3条第2項第3号」を「第3条第2項第7号」に改める。

別記第4号様式中「第3条第2項第1号又は第2号」を「第3条第2項各号（第7号を除く。）のいずれか」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式を次のように改める。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

住所

氏名

㊟

生年月日

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名〕

旅館業営業許可（承認）事項変更届

旅館業営業の許可（承認）を受けた事項を変更したので、旅館業法施行規則第4条の規定により次のとおり届け出ます。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
営業の種別	旅館・ホテル 簡易宿所 下宿
許可（承認）事項の変更の内容	
許可（承認）指令番号	第 号
許可（承認）指令年月日	年 月 日

添付書類

- 1 営業者が氏名を変更した場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書
- 2 営業者が法人であって、名称又は主たる事務所の所在地及び定款又は寄附行為を変更した場合は変更に係る定款又は寄附行為の写し及び総会又は理事会の議事録の写し、代表者を変更した場合は総会又は理事会の議事録の写し
- 3 営業施設の構造設備を変更した場合は、次に掲げる書類
 - (1) 営業施設の平面図
 - (2) 構造設備の仕様書（別記第1号様式別紙1及び別紙2による。）
 - (3) 消防法令適合通知書
 - (4) 建築確認が必要な建築物については、建築確認検査済証の写し

第6号様式（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

住所
氏名 ㊟
生年月日

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

旅館業営業（全部・一部）停止（廃止）届

旅館業営業を（全部・一部）停止（廃止）したので、旅館業法施行規則第4条の規定により次のとおり届け出ます。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
営業の種別	旅館・ホテル 簡易宿所 下宿
営業の全部若しくは一部の停止又は廃止の理由	
停止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止年月日	年 月 日
許可（承認）指令番号	第 号
許可（承認）指令年月日	年 月 日

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。



土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第22号

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則（昭和25年高知県規則第93号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県土地改良事業費分担金等徴収条例（昭和25年高知県条例第74号。以下この条において「条例」という。）第2条第4項に規定する分担金（以下「分担金」という。）の額及び徴収方法、同条第6項の規定により市町村に負担させる負担金（以下「負担金」という。）の負担方法並びに条例第4条第4項に規定する特別徴収金（第5条において「特別徴収金」という。）の徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。

第4条の次に次の1条を加える。

（特別徴収金の徴収方法）

第5条 特別徴収金は、一時に徴収するものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行し、改正後の土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の規定は、平成30年度分の事業から適用する。



高知県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第23号

高知県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則を廃止する規則

高知県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則（平成15年高知県規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年3月31日から施行する。

~~~~~  
高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第24号**

**高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則を廃止する規則**

高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則（平成17年高知県規則第146号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県土地開発基金管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第25号

高知県土地開発基金管理規則を廃止する規則

高知県土地開発基金管理規則（昭和44年高知県規則第67号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年5月31日から施行する。